

会津若松市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
第3条第1号及び第4条第1号に規定する市長が指定する機関の指定

制定 平成28年3月31日 27都第1825号

改正 平成29年3月31日 28都第1533号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく会津若松市建築物の消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年会津若松市規則第34号）第3条第1号及び第4条第1号に規定する市長が指定する機関は、次のとおりとする。

- 1 建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建築工事を請け負う者に支配されていないもの。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第11条第1項の住宅部分を認定の対象とする場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- 3 法第11条第1項の非住宅部分を認定の対象とする場合にあっては、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 4 上記2、3に係る技術的審査に関し必要な業務規程を定め、当該業務規程において会津若松市をその業務区域として定めているもの。